

平成 14 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 三千男
(コード番号：2685 店頭登録)
連絡者の役職氏名 取締役管理本部長 吉野 明男
(TEL 03 - 5624 - 6011)

確定拠出年金(企業型)導入に関するお知らせ

当社は、平成14年7月23日厚生労働省関東信越厚生局長より第21000072号承認を受け、本年8月1日より確定拠出年金(企業型)を導入することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 導入の経緯

当社は、社員の退職金制度として厚生年金基金および適格退職年金制度を採用してきましたが、昨年よりこれからの当社に相応しい退職給付制度の構築について検討を重ねてまいりました。とくに社員の年齢構成、勤続期間、就業ニ - ズ等を勘案し、社員の多様なライフプランニ - ズに応えられる制度の構築を目指した結果、以下のとおり全面的な見直しに至りました。

まず、平成14年2月28日付で東日本ニット厚生年金基金を脱退し、続いて平成14年8月1日付で適格退職年金制度を廃止することになりました。同時に新退職給付制度(前払退職金)に移行いたしますが、その新制度の1つの選択肢として確定拠出年金(企業型)を導入することとなります。

2. 新退職給付制度の特徴

新退職給付制度は、各社員の職能資格に応じた一定金額を毎月の給与に前払退職金として上乘せ支給するものです。その前払退職金の受け取り方法を各社員が自身のライフスタイルに応じて次の中から選択することになります。

前払退職金全額を現金で受取る方法

前払退職金半額を現金で受取り、残り半額は確定拠出年金(企業型)として積立てる方法

前払退職金全額を確定拠出年金(企業型)として積立てる方法

但し、確定拠出年金(企業型)に積立てることができる金額は、月36,000円を限度とし、それを超過する分は給与に上乘せして現金支給することになります。

なお、確定拠出年金(企業型)を選択した社員については、本人の希望により廃止する適格退職年金制度の積立資産(当人帰属分)を確定拠出年金(企業型)に移管することができます。

3. 確定拠出年金(企業型)の運営管理機関および資産管理機関

確定拠出年金(企業型)の運営管理機関および資産管理機関につきましては、それぞれ次の機関に委託します。

(1) 運営管理機関

会社名：日本確定拠出年金コンサルティング株式会社

所在地：東京都千代田区有楽町二丁目10-1 東京交通会館5階

代表者：代表取締役社長 川崎 益晴

資本金：30億円

(2) 資産管理機関

会社名：三菱信託銀行株式会社

所在地：東京都千代田区永田町二丁目11-1

代表者：代表取締役社長 内海 暎郎

資本金：3,051億円

以上

(本件に関するお問合せ先)

(株)ポイント 経営企画室

TEL 03 - 5624 - 2736